

佐賀県いじめ防止基本方針 概要

I 佐賀県いじめ防止基本方針の策定

1 策定の意義

- ・ 県の「いじめ重点対策」に基づき、従来取り組んできたいじめの防止・早期発見・対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- ・ すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず行う。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- ・ 県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

II いじめの防止等のための組織

いじめ防止対策推進法に基づく組織の適切な運用及び連携を図ることにより、県の基本方針に基づく対策を実効的に推進する。

1 佐賀県いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 県は、いじめの防止等に関係する機関や団体の連携・協力を図り有効な対策を推進するため、佐賀県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

2 佐賀県いじめ問題対策委員会

- ・ 教育委員会の附属機関(第三者機関)として、県立学校におけるいじめの防止等のための審議やいじめ事案の調査等、いじめ問題に対応するため、佐賀県いじめ問題対策委員会を設置する。
- ・ 私立学校の場合、学校の設置者が重大事態を調査する。

3 学校いじめ対策委員会

- ・ 各学校は、いじめ事案への対応等、学校の内外におけるいじめの防止等の対策を効果的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

Ⅲ いじめの防止等のための県の取組

1 学校の取組への指導・支援

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止など、学校の主体的・組織的な取組を積極的に指導・支援する。

2 警察との連携

- ・警察が行ういじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止などの取組等について連携に努める。

3 保護者・地域の取組への支援

- ・社会総がかりで子どもの悩みや相談を受け止め、いじめの防止等につなげることができるよう、保護者・地域の取組を支援する。

4 市町教育委員会との連携及び取組への支援等

- ・市町教育委員会との積極的な連携を図り、県全体のいじめの防止等の取組のさらなる充実を図る。

5 いじめの防止等のための調査研究

- ・県内大学等との連携・協力のもと、いじめの防止等のための方策等に係る調査研究及び検証を実施する。

Ⅳ 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による調査

- ・いじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した際、県立学校については佐賀県いじめ問題対策委員会による調査を実施し、私立学校については、学校の設置者が調査を実施する。

2 調査結果の提供及び報告

- ・県立学校は教育委員会を通じて知事へ、私立学校は知事へ調査結果を報告する。

3 調査結果の報告を受けた知事による再調査

- ・報告を受けた知事は、必要があれば調査結果の再調査を実施する。

4 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・県立学校については、知事は再調査結果を県議会へ報告し、知事及び教育委員会が必要な措置を講ずる。
- ・私立学校については、知事は私立学校法の規定等に定める権限に基づき必要な措置を講ずる。

Ⅴ 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し

1 施策等の点検・評価

2 基本方針の見直し